

第8回軽米町農業委員会総会議事録

1. 招集月日 令和元年10月24日(木)

2. 招集日時 午後1時30分

3. 招集場所 役場3階会議室

4. 出席委員 農業委員：

会長(10番) 山田 一夫

会長職務代理者(9番) 笹山結実男

1番 安田正一郎、 2番 畑林 悦男、 3番 細谷地 司

4番 内澤 初蔵、 5番 下谷地敦雄、 6番 福田 光雄

7番 荻谷 雅行

農地利用最適化推進委員：

1番 坂本 武道、 2番 木村 正司、 3番 大久保 広

5番 寺澤 正幸、 6番 古里 典子、 8番 増尾 勝男

9番 本田 健耕、 10番 間賀 敬一

5. 欠席委員 農業委員：

8番 西舘 徳松

農地利用最適化推進委員：

4番 太田 正、 7番 工藤 郁子

6. 事務局職員 事務局長 小林 浩、 局長補佐 長瀬 設男、 主査 鶴飼 義信
主事 小林 誠、 主事 永井 重徳

議長(山田会長)

それではただいまより、第8回軽米町農業委員会総会を開会いたします。

(午後1時30分 開会)

議長 本日の出席農業委員は、9名で、在任委員の過半数に達しておりますので会議は成立いたしました。

なお、西舘委員より、欠席の報告がございました。荻谷委員は、来る予定ではございますが、ちょっと遅れるようでございます。

また、農地利用最適化推進委員は、8名の出席となっております。

なお、太田委員、工藤委員より、欠席の報告がございました。

それでは日程に入ります。

日程第1、議事録署名委員についてお諮りいたします。常例により当席より指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので 7 番 荻谷雅行委員、9 番 笹山結実男委員のお二方にお願いいたします。

日程第2、会期についてお諮りいたします。本日一日といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、本日一日と決定いたします。

それでは議事に入ります。日程第3、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 (別紙議案書により朗読、説明)

議案第1号、1ページをご覧くださいと思います。農地法第3条の規定による許可申請について、2件提出がございます。

番号1、大字〇〇第〇地割、地目は田んぼ、面積は2, 168㎡になります。こちらは、使用貸借によるものとなりまして、備考欄にございますが期間は5年間ということでございます。貸付人が〇〇〇〇、借受人が〇〇〇〇となります。

併せて番号2、大字〇〇第〇地割、地目は畑になります。面積は、1, 401㎡。こちらにつきましては、贈与ということで無償移転となります。譲渡人は〇〇〇〇、譲受人が〇〇〇〇。いずれも受人が同一の方となります。現地確認につきましては、いずれも太田委員と下谷地委員にお願いしてございます。

以上の2件となります。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、説明申し上げたとおりです。

現地調査については、番号1と2については、太田委員と下谷地委員に依頼しておりますので、報告願います。

下谷地委員 本日、太田委員が欠席のため、私のほうから報告させていただきます。10月14日、太田委員と私とで現地調査を行いました。

まず、1番のほうですが、位置・周囲の状況ということで、〇〇地区、〇〇橋近くで、北側は町道、東側は〇〇川、南と西は山林となっております。地目は田となっておりますが、現在は畑として利用されておりました。親族間の貸借で、機械的な面でも協力するとのことで、効率的に利用できると思います。周りには支障ないと思われ、許可相当と見てまいりました。

続きまして2番ですけれど、位置周囲の状況ということで、〇〇地区の〇〇神社より東に50メートル位の場所で、周囲の状況は、南側は町道で、後は全部畑となっています。譲受人は、現在も小豆などを栽培して利用しております。過去に、先程の1番とも絡んでくるのですが、1番の農地取得のとき、譲受人が実際は買い取ったのですが、その時の用地面積が足りないということで親族である〇〇〇〇さんのお父さんに名義を借りてやったということで、今はお父さんも亡くなったので、そちらの方に戻したいということで今回の案件になっています。数年前に、農地取得の面積要件を下げたことで今回に至り、周りにも支障がないと思われ、許可相当と思われます。よろしくお願いします。

議 長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。
番号1について。

内澤委員 登記簿上は田んぼで現況が畑っていうことは、この相違についてはどう解釈すればいいのか。

事務局 登記簿上は田んぼにはなっておりますが、農地台帳上、田んぼのままになっているということになっておりますので、議案のほうには田となっております。下谷地委員からも報告ありましたように、現在の状況が畑ということですので、いずれこの現況を畑に変えていかなければならないとは思いますが、登録上、今は田んぼのままになっているということでございます。

内澤委員 では、畑に変えるということなのか。

議 長 田んぼにはすぐに戻せる状況にありますか。

下谷地委員 田には戻らないと思います。

畑林委員 田のクロ（あぜ）もない状態なのか。

下谷地委員 ないです。南側に山というか木があって、日があまり当たらないようなところなので、田んぼはもう無理かなと。

内澤委員 本来、事務局も行けば分かったことだと思うけれども、今回の案件に関しては、担当委員だけが確認したということですね。

事務局 そうです。通常は農地法第3条許可申請での貸借や売買については、農業委員等だけでお願いしていますので、今回もそういう形でお願いした流れになります。

内澤委員 分かりました。

議 長 現況地目を畑に変えるということになるのか。

事務局 課税のこともあるので、そこは税務の方と相談して、現況を変えるのに何か手続きがあるか分からないので、そこは確認するというふうになると思います。

議 長 確認して、変えるということ。

事務局 変えることが可能かどうか聞いてみないと分かりません。現状は畑なのに田んぼの課税していること自体おかしいと言えおかしいと思うので、そこはちょっと協議させていただきたい。

本田委員 そうなれば、法務局で地目変更手続きをしなければならないのか。

局長補佐 田んぼであっても、減反奨励作物用に使われている農地もあるので、所有者とか、耕作者の考え方等もございますので、今回この方が地目変更するかはご本人次第ですし、税務のほうには、こういう状況であることは、お知らせしますので。その辺のところでご了解いただきたいと思います。

議 長 よろしいですか。
番号1について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 番号2について。

(「異議なし」との声あり)

議 長 ご異議がないので、議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請については、原案のとおり決定することといたします。

議 長 日程第4、議案第2号、適用外証明交付申請の承認について、上程いたします。朗読を兼ね説明させます。

事務局 議案書は2ページになります。適用外交付申請の承認について、1件提出がございました。

番号1、場所は大字〇〇第〇地割になります。登記簿上の地目は畑、現況としては宅地となっております。面積は907㎡。所有者につきましては、〇〇〇〇となります。非農地となった事由でございますが、今の所有者の父親が

昭和51年当時、その土地に居宅を建築されたということでございます。合わせて、隣に小屋のほうを建てて40年以上にわたって宅地として使ってきたという状況でございます。平成18年に贈与を受けましたが、名義変更をした際に、畑であることに気付かずに現在に至ったということで申請がございました。現地確認につきましては、本田委員と山田委員にお願いしてございます。以上の1件につきまして、よろしく申し上げます。

議長 ただいま、説明申し上げたとおりです。
 現地調査については、番号1については、本田委員と私が依頼されておりますので、ご報告願います。

本田委員 場所は、町内から〇〇方面のほうに向かって、〇〇〇〇の手前のちょうどカーブの所です。10月18日に山田会長と私と事務局とで行って8時45分から1時間ほどかけて現地確認をしました。
 先程、事務局から事由がお話しされましたが、実際に行って確認しました。農地以外になってから、長年年月を経過した土地で、農地又は採草放牧地として復旧することが著しく困難であると認められるため、また周囲農地への影響は無く、許可相当であると見てまいりました。
 申請地の北側にも農地ありますけど、その辺の所も畑に作物が作付されていなくて5、6年経過している土地が1か所あるなど、いずれ申請人にすると、そこからヘビとかいろんなものが来て困るということで、自分で許可を得て草刈りをしているというふうなことを話されておりました。
 以上で報告を終わります。

議長 ただいま、報告申し上げたとおりです。ご意見を伺います。

寺澤委員 昭和51年に家を建てたということですが、当時は農地転用の許可あるいは義務とかなかったのか。今だと必ず転用許可を受けないと建てられないけど、当時は無かったのかどうか。

（ 「そういう事でしょうね」 などと言う者あり ）

本田委員 金融機関から借入れをする場合は、そういった確認があったと思いますが、自己資金で建てるのであれば、おそらく何も言われなくて建てたのではないかと思います。ほかにも町内にはかなりあるのではないかとおもわれますが。

内澤委員 要は自己申告だったということではないか。本来、地目変更するのは地主が申告すべきことだろうから。国からの支援などがある場合には書類をそろえなければならなかったのかもしれないが。

荏谷委員　　そういう時代だったということだろう。自分の所に何しようが自分のもんだという感覚で当時はやっていたのもあっただろうから。

木村委員　　昔は、自分の土地に自己資金で建てて、農地のままの地目にしていたところに、国土調査が当時、昭和何年ごろかにあって、小屋が建っていたところが宅地として分筆されて宅地課税になった。そういう時代があったと聞いている。

議　長　　皆さん、この案件について反対というわけではございませんね。

（ 「異議なし」との声あり ）

議　長　　ご異議がないので、議案第２号、適用外証明交付申請の承認については、原案のとおり決定することにいたします。

議　長　　以上をもちまして、本日の議事はすべて終了いたしました。これをもって、第８回軽米町農業委員会総会を閉会といたします。

（ 午後１時４９分 閉会 ）